

(別表)

市町がん検診における精密検査医療機関の登録基準

令和5年12月21日

基本的条件 (各がん共通)	①がん登録に協力できること。 ②精密検査の結果については、精密検査結果通知書等により検診実施機関または市町に速やかに報告すること。 (※結果の報告先は、各市町の指示に従うこと)	
その他必要条件	胃がん	①精密検査として、上部消化管内視鏡検査が実施できること。 ②生検組織の採取が可能な胃内視鏡検査装置を有し、生検が可能であること。 ③内視鏡学会認定専門医又は指導医もしくはそれに準ずる習熟した医師が対応できること。
	肺がん	①CTによる画像診断が実施できること。 ②気管支鏡等による組織・細胞検査(診断)が実施できること。 ③呼吸器専門医または、日本呼吸器学会か日本呼吸器外科学会が認定する施設に専ら従事する医師(常勤・非常勤は問わない)が対応できること。
	大腸がん	①全大腸内視鏡検査の検査体制が整備されていること。または、全大腸内視鏡検査ができない場合においては、S状結腸内視鏡と注腸エックス線検査の併用による精密検査を自院において実施できること。 ②内視鏡学会認定専門医又は指導医、もしくはそれに準ずる習熟した医師が対応できること。
	子宮頸がん	①細胞診、コルポスコープ、組織診を実施し、確定診断ができること。 ②コルポスコープが整備されていること。 ③日本産科婦人科学会専門医がいること。
	乳がん	①マンモグラフィ及び超音波検査が実施できること。 ②穿刺吸引細胞診または針生検が実施できること。(病理診断は外部委託による場合を含む) ③乳腺超音波検査は、乳房精密検査用超音波装置として推奨される超音波診断装置および乳房用の適切な探触子(電子リニアスキャナー:10MHz以上またはメカニカルセクタースキャナー:10MHz以上)を使用すること。 ④乳房X線検査は、日本医学放射線学会が定める仕様とすること。また、乳房X線撮影、読影および精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を修了した診療放射線技師が撮影すること、あるいはその監督下に撮影されること。 ⑤検診施設の基準を満たす装置と撮影条件で得られたマンモグラフィ画像を用いて、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の認定試験でB評価以上とされた読影医師による診断体制が取れていること。